

(総合評価) 京都市中央卸売市場第一市場整備工事 ただし、新青果棟(仮称)第2期建築主体その他工事

## 入札説明書

令和8年3月

京都市

本件入札の方法等については、この入札説明書のほか、入札公告及び関係法令による。

## 1 公告日

令和8年3月31日（火）

## 2 契約担当課（入札及び契約に関する問合せ先）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（専用郵便番号604-8571）

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局管財契約部契約課工事契約担当（電話番号075-222-3313）

## 3 入札に付する事項

### (1) 工事名称

（総合評価）京都市中央卸売市場第一市場整備工事 ただし、新青果棟（仮称）第2期建築主体その他工事

### (2) 工事場所

京都市下京区朱雀分木町

### (3) 工事概要

#### ア 主体工事

鉄骨造5階建

#### イ 付帯工事

屋外付帯工事、解体撤去工事、昇降機設備工事

### (4) 工期

着工命令の日から40か月以内

### (5) 施工方式

特定建設工事共同企業体（甲型）による共同施工方式とする。

## 4 設計図書等

### (1) 入手方法（次のどちらか）

ア 京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する。

イ 販売業者に複写承認申請書兼承認書を提示して購入する。

（設計図書等の販売業者）

株式会社中央精器

京都市右京区嵯峨明星町5番地の24

（電話075-871-8400）

### (2) 入手期間

公告の日から令和8年6月5日（金）5時まで

## 5 入札参加資格の確認

### (1) 申請書等の入手方法（次のどちらか）

ア 京都市入札情報館からダウンロード

イ 契約課での書面による交付

### (2) 申請書等の交付期間

公告の日から令和8年4月15日（水）午後5時まで

(3) 書類提出期限

令和8年4月15日（水）午後5時まで

(4) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年4月20日（月）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

**6 設計図書等に関する質問**

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで

(2) 回答の公表期間

令和8年5月20日（水）午前11時から入札期間の最終日まで

**7 総合評価に関する技術提案書**

本件入札は、総合評価方式（特別簡易型）により行う。詳細は、落札者決定基準による。

(1) 技術提案書の提出

令和8年5月27日（水）午後5時までに契約課に持参し、提出すること。

(2) ヒアリング

提出された技術提案書の内容に関するヒアリングを実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

(3) その他

技術提案書は1者1案とし、提出した技術提案書については、書き換え、差し替え、又は撤回することはできない。

**8 入札方法、入札期間及び開札日時等**

(1) 入札方法

本件入札は、郵送によるものを除き、京都市電子入札システムにより行うこと。

(2) 入札期間

令和8年6月8日（月）、9日（火）及び10日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(3) 開札日時

令和8年6月11日（木）午前9時以降

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内かつ失格基準価格以上で入札を行った者のうち、技術提案書の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、同制度に基づく調査の結果、適格となったときにのみ、その者を落札者とする。

なお、本件入札において、失格基準価格未満で応札した場合には、価格及び総合評価点の順位に関わらず、失格とする。

(5) 低入札価格調査制度

本件入札において、総合評価点の最も高い者が低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、価格及び総合評価点の順位に関わらず、低入札価格調査制度における必要書類又は調査辞退届（「京都市入札情報館」参照）を令和8年6月15日（月）午後3時までに契約課に持参し、提出しなければならない。（入札参加資格確認申請書において調査を辞退する旨を表明した場合は、直ちに調査辞退として扱うため、

改めての提出は不要)

(6) 再度入札

開札及び入札者の辞退（低入札価格調査辞退又は入札辞退）の結果、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の有効な入札がないときは、再度入札を1回限り行う。ただし、再度入札に参加できる者がいないときは、行わない。

**9 入札保証金及び契約保証金**

(1) 入札保証金

納付を要する。保証金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5以上（金融機関又は保証事業会社と契約保証契約の予約を行う場合は同100分の30以上）とする。ただし、国債その他の有価証券等の提供又は金融機関の保証をもって代えることができる。また、保険会社と入札保証保険契約を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を行った場合は、免除する。入札保証金、国債その他の有価証券等、入札保証保険及び入札保証の付保割合は、入札金額（税込）の100分の5以上、金融機関又は保証事業会社と契約保証契約の予約を行う場合は、同100分の30以上とする。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は、契約金額（税込）の100分の30以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の契約保証をもって代えることができる。また、保険会社若しくは金融機関の公共工事履行保証証券による保証を付し、又は保険会社と履行保証保険契約を行った場合は、免除する。

**10 その他**

(1) 提出書類の使用等

提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、落札者決定結果の公表等において、本市が必要と認める用途については、提出書類の一部又は全部を無償で使用できる。

(2) 使用する言語等

手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。